

# 市民農園の整備に関する基本方針 浜松市

## 第1 策定目的及び適用範囲

この基本方針は、市民農園整備促進法（平成2年法第44号。以下「法」という。）の趣旨に沿って、本市の特性を活かした優良な市民農園の整備及び利用の促進を図るため、法第3条の規定に基づいて定める。

今後、本市における市民農園の整備と運営は、法及び関係法令のほか、この基本方針による。

## 第2 市民農園の整備の基本的な方向

市民の自由時間の増大、余暇活動の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっているとともに、緑豊かな生活環境が求められており、ゆとりある市民生活と快適で安全な土づくりをめざして市民農園の整備が期待されている。

このため、法に基づく市民農園を開設しようとする者は、次の基本的な方針に基づいて市民農園の整備及び利用の促進を図ることとする。

- 1 都市地域においては、市街化の進展等に伴う緑地の減少に対応して、良好な都市環境形成や防災に資する空間の創出を図るため、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。
- 2 農村では、自然環境と農業とのふれあいを求める市民の需要に応えつつ、農地の有効利用及び都市と農村の交流を通じた地域の活性化を図るため、市民農園の整備の促進を図ることとする。
- 3 地域の特性を生かしつつ、市民農園に対する多様な需要に応えられるよう計画的に整備を行うこととする。
- 4 市民農園の整備は、都市計画法第4条第1項に規定する都市計画、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画及びその他市の振興計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 5 市民農園施設の充実による景観などの地域環境の向上、市民農園活動を通じた市民の多様な交流及び自然環境保全や農業に対する理解の促進に努めるものとする。

## 第3 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から以下の諸点に留意して指定するものとする。

## 1 市民農園区域の配置と規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

## 2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがある区域を指定するものとする。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること。
- (3) その区域及び周辺の土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないことと認められること。

## 3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、以下の諸点に留意して指定するものとする。

- (1) 地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業生産基盤の整備及び開発の状況、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。
- (2) 農振法第8条第1項に規定する農業振興地域の農用地区域内、及びその他の集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その周辺部において指定する等、農用地の集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう十分に配慮を行うこと。
- (3) 地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

## 4 都市計画との調整

都市計画との調整を図るため、以下の諸点に留意するものとする。

- (1) 都市計画区域内において市民農園区域の指定等を行おうとする場合は、都市的土地利用等との調整に配慮し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないよう十分に留意すること。
- (2) 都市計画道路や下水道等の都市計画施設区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないよう十分留意すること。
- (3) 公園、緑地等の都市施設の整備と調和するよう留意すること。

#### 第4 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、優良な市民農園を整備し円滑かつ活発な利用を促進するため、次の諸点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に水田を利用して野菜等水稻以外の農作物を栽培する場合には、排水等良好な栽培条件の確保につとめるものとする。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、1区画の大きさをおおむね20m<sup>2</sup>以上とし、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 5 市民農園の機能を確保するため、原則として、以下の市民農園施設を備えること。ただし、これらの施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができる。
  - (1) 原則として、園路、休憩施設、便所、手洗い場、水飲み場その他の給排水施設、農機具収納施設等を設けるものとする。
  - (2) 必要に応じ、駐車場等の施設を設けるものとする。
- 6 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内においては、市民農園施設の用に供される土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
- 7 農業生産の基盤整備及び開発に関する事業の実施区域または実施予定区域において市民農園を整備する場合は、当該事業の推進及び事業の効果発揮に支障ないように十分留意するものとする。
- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準」(市街化調整区域においては、「市街化調整区域における農地転用許可基準」)に照らして、農地転用の許可の対象と認められるよう計画するものとする。
- 9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。

#### 第5 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

認定開設者は市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 公報、チラシ、掲示等の一般公募により、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えることとともに、農園や施設の利用の料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 2 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- 3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催する等して、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

## **第6 その他必要な事項**

市民農園の整備の円滑な実施のため、以下の支援措置を講ずる。

- 1 市民農園の整備及び運営に関する資金の確保、あっせん等に努めるものとする。
- 2 認定開設者に対する市民農園の整備・運営等に関する技術指導等を行うものとする。
- 3 市民農園の整備・利用に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- 4 市民農園の整備・利用・運営に関する組織・団体の育成、及び利用者の広範な交流活動を支援するものとする。
- 5 市民農園整備関係補助事業及び融資制度等の積極的な活用を促進するものとする。

## **第7 申請処分に関する事項**

市民農園の開設及び市民農園整備運営計画の変更の認定については、県知事の同意を得てから14日以内に申請者へ通知することとする。